三　保存作業又は考古学的調査を除き、原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。 四　保存作業又は考古学的調査を除き、原則として、主屋棟に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき四人以上立ち入らないこと。 五　保存作業又は考古学的調査を除き、原則として、磁力計測小屋に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき三人以上立ち入らないこと。 六　当該地区内では、地衣類の群集等の外部からの影響を受けやすい区域へ立ち入らないこと。 七～十三　（略） 十四　原則として、当該地区内に燃料、食料及びその他の資材を保管しないこと。 十五～二十一　（略）	（略）
第六十三～第六十八南極特別保護地区	
第六十九南極特別保護地区	一～三　（略） 四　航空機は、当該地区の直上空域で急旋回をしないこと。また、毎年五月一日から十月一日までの期間は、航空機は、当該地区内の直上空域を飛行しないこと。毎年九月一日から翌年の五月三十一日までの期間は日出前及び日没後においては、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。 五　航空機は、当該地区内の野生生物集団の直上空域をホバリングしないこと。また、科学的調査のために必要な場合を除き、鳥類の繁殖地の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。飛翔直後の鳥類の集団に向かって飛行しないこと。 六～十四　（略）
第七十～第八十二南極特別保護地区	（略）

三　原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。 四　原則として、主屋棟に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき五人以上立ち入らないこと。 五　原則として、磁力計測小屋に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき四人以上立ち入らないこと。 （新設） 六～十二　（略） （新設） 十三～十九　（略）	（略）
第六十三～第六十八南極特別保護地区	
第六十九南極特別保護地区	一～三　（略） 四　毎年五月一日から十月一日までの期間は、航空機は、当該地区内の直上空域を飛行しないこと。 （新設） 五～十三　（略）
第七十～第八十二南極特別保護地区	（略）